

## 要介護認定に係る認定審査会の簡素化実施について

### 1. 実施目的

介護認定審査会の簡素化は、認定者数の増加に伴い、申請者・審査会委員・事務局の事務負担軽減を図る観点から、下記条件を満たしており長期に渡り状態が安定している方に限り、二次判定手続きを簡略化する目的があります。

### 2. 対象要件

- (1)第1号被保険者であること。
- (2)更新申請であること。
- (3)コンピュータ判定（一次判定）結果の要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること。
- (4)前回の認定期間が12ヶ月以上であること。
- (5)前回・今回ともに要介護3以上の認定であること。
- (6)コンピュータ判定（一次判定）結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで3分以内（重症化キワ3分以内）ではないこと。

### 3. 実施方法

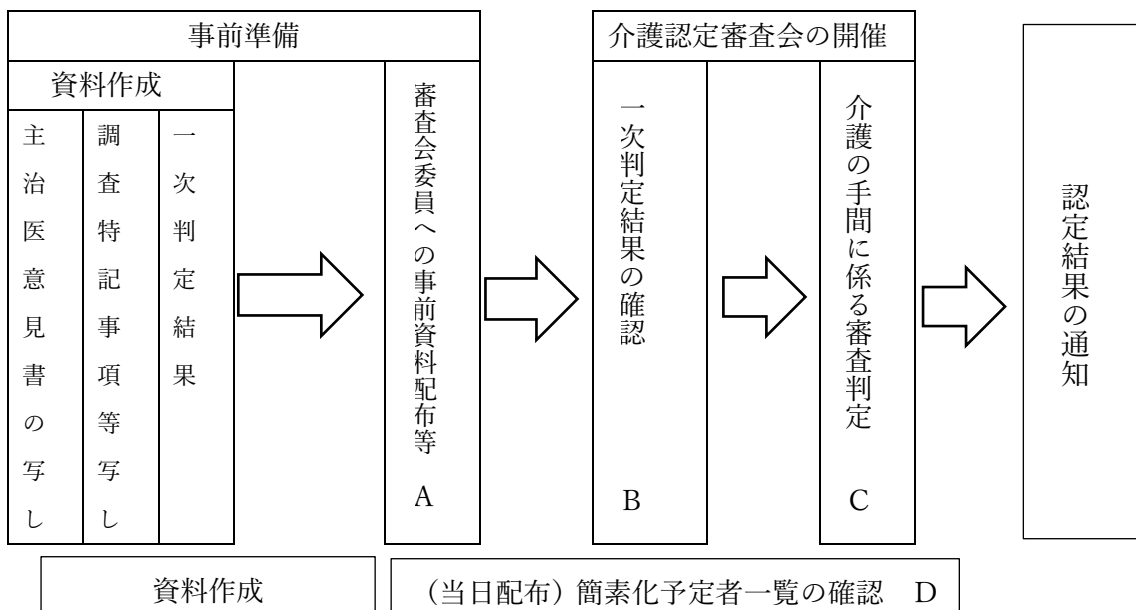
#### (1) 実施時期

令和4年5月1日の審査分より

#### (2)対象要件

簡素化対象要件、(1)～(6)すべての要件に合致すること。

#### (3)審査判定の流れ



### 4. 認定有効期間

簡素化対象者の認定有効期間を48か月とする。